

《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制，未经书面许可，不得转载、摘编等；

关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；

如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目：

如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。

「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。

「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。

Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。

Y ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。

N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM

Issue 19 • 2006/07/15 ~ 2006/07/21

一、相关新法令及新政策

上海市工商行政管理局浦东新区外高桥保税区分局迁址公告

【发布单位】上海市工商行政管理局浦东新区外高桥保税区分局

【发布日期】 2006-07-05

【施行日期】2006-07-22

【提示】根据该公告，上海市工商行政管理局浦东新区外高桥保税区分局，将于 2006 年 07 月 22 日迁入新址办公（新址：上海市外高桥保税区基隆路 9 号，邮编 200131；总机：021-58698300）。

【法令全文】 请点击[以下网址](#)查看:

<http://www.waigaoqiao.gov.cn/Details/file.jsr?id=13266>

国家税务总局关于保税区内出口企业出口退税有关问题的批复

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】 国税函【2006】666号

【发布日期】 2006-07-06

【施行日期】 2006-07-06

【提示】根据该批复，保税区内出口企业在境内区外的出口货物，按照现行有

一、関係する新法令及び新政策

上海市工商行政管理局浦东新区外高桥保税区分局の移転についての公告

【発布機関】上海市工商行政管理局浦东新区外高桥保税区分局

【発布日】2006-07-05

【施行日】2006-07-22

【コメント】この公告によると、上海市工商行政管理局浦東新区外高橋保稅区分局は 2006 年 7 月 22 日に新しい住所に移転することになっています。(移転先: 上海市外高橋保稅区基隆路 9 号。郵便番号 200131。代表番号: 021-58698300)。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.waigaoqiao.gov.cn/Details/file.jsr?id=13266>

Ⅰ 保税区内の輸出企業の輸出時の税金還付についての国家税務総局による返答

【発布機関】国家税務総局

【发布番号】国税函【2006】666号

【発布日】2006-07-06

【施行日】2006-07-06

【コメント】この返答によると、保税区内の輸出企業の域内における区外の輸出貨物について

关出口退税管理办法办理退税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200607191301296645>

て、現行する輸出時の税金還付管理弁法に従って、税金の還付手続きが行なわれることになっています。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200607191301296645>

I 国家税务总局关于出口货物退（免）税若干问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发【2006】102 号

【发布日期】2006-07-12

【施行日期】2006-07-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200607191216157687>

【注】

- Ÿ 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Ÿ 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

I 輸出貨物の税金還付(免除)の若干の問題についての国家税務総局による通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税発【2006】102 号

【発布日】2006-07-12

【施行日】2006-07-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200607191216157687>

【注】

- Ÿ 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Ÿ ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

I 关于规范房地产市场外资准入和管理的意见

国家建设部、商务部、发展改革委员会、中国人民银行等六部委于 2006 年 07 月 19 日制定了《关于规范房地产市场外资准入和管理的意见》。根据该意见：

- n 境外机构和个人在境内投资购买非自用房地产，应当遵循“商业存在”的原则，按照外商投资房地产的有关规定，申请设立外商投资企业，经有关部门批准并办理有关登记后方可按照核准的经营范围从事相关业务。
- n 外商投资设立房地产企业，投资总额超过 1000 万美元（含 1000 万美元）的，注册资本不得低于投资总额的 50%；投资总额低于 1000 万美元的，注册资本金仍按现行规定执行。
- n 设立外商投资房地产企业，由商务主管部门和工商管理机关依法批准设立和办理注册登记手续，颁发一年期《外商投资企业批准证书》和《营业执照》，到税务机关办理税务登记。
- n 外商投资房地产企业注册资本金未全部缴付的，未取得《国有土地使用证》的，或开发项目资本金未达到项目投资总额的 35%的，

I 不動産市場への外資の参入と管理を規範化することについての意見

国家建設部、商務部、發展改革委員會、中国人民银行等の 6 つの中央省庁が 2006 年 7 月 19 日に「不動産市場への外資の参入と管理を規範化することについての意見」を制定した。同意見によれば次の通りである。

- n 域外の機構と個人が中国域内にて、自らの居住用でない不動産を購入する場合、「商業行為の存在」という原則に沿って、外商投資不動産についての規定に従い、外商投資企業の設立を申請し、関係部門の批准を受け、関係登記手続を行なった後で初めて、認可された経営範囲に基づき関係業務を取り扱うことができる。
- n 外商が不動産企業を投資して設立し、総投資額が 1000 万米ドル以上（1000 万米ドル）の場合、登録資本金は総投資額の 50%を下回ってはならない。総投資額が 1000 万米ドルを下回る場合、登録資本金は現行の規定に従って遂行する。
- n 外商投資不動産企業を設立する場合、商務主管部门と工商管理機関が法に従って設立を批准し、登録登記手続を行い、1 年間の「外商投資企業批准証書」と「営業許可証」が交付され、税務機関で税務登記手続を行なう。

- 不得办理境内、境外贷款，外汇管理部门不予批准该企业的外汇借款结汇。
- n 境外机构在境内设立的分支、代表机构（经批准从事经营房地产的企业除外）和在境内工作、学习时间超过一年的境外个人可以购买符合实际需要的自用、自住的商品房，不得购买非自用、非自住商品房。在境内没有设立分支、代表机构的境外机构和在境内工作、学习时间一年以下的境外个人，不得购买商品房。
 - n 符合规定的境外机构和个人购买自用、自住商品房，必须采取实名制。

需要指出的是，律师尚未在政府官方途径看到该意见。在律师与国家建设部等部门的沟通中，该意见及其上述内容得到初步印证。律师会继续予以关注，并适时在今后的《里兆法律资讯》中披露。

（里兆律师事务所 2006 年 07 月 21 日整理编写）

- n 外商投資不動産企業の登録資本金の全額が払い込まれていない場合や、「国有土地使用証」が取得できていない場合、或いは、開発プロジェクト資本金がプロジェクト総投資額の 35%に達していない場合、域内・域外の貸付手続きを行なってはならず、外国為替管理部門は同企業の外貨借入金の人民元転手続を認めない。
- n 域外機構が中国域内に設立した分支機構や代表機構（不動産経営を認められた企業を除く）や中国域内での勤務・学習期間が 1 年を超える域外の個人は実際の必要に適合した自分用、居住用の分譲住宅を購入することができるが、自分用でない、居住用でない分譲住宅を購入してはならない。中国域内に分支機構や代表機構を設立していない域外機構及び域内での勤務・学習期間が 1 年以下の域外の個人は、分譲住宅を購入してはならない。
- n 規定に適合した域外機構と個人が自分用、居住用の分譲住宅を購入する場合、必ず実名制度を採用しなければならない。

ご説明させていただきますと、弁護士は政府の公式なルートでは同意見を見ていませんが、国家建設部等の省庁へのヒアリングの過程で、同意見の内容は一通り裏付けができました。当事務所では引き続き関心を払い、今後の「里兆法律情報」の中でタイムリーにご紹介させていただきます。

（里兆法律事務所が 2006 年 7 月 21 日付けで作成）

I 北京禁止“民房商用”

北京市工商行政管理局发布《关于从严审查住所使用证明文件的通知》，决定自 2006 年 06 月 19 日起对各类市场主体（含外国企业常驻代表机构）登记注册提交的住所使用证明文件从严审查，具体包括“暂停利用居民住宅从事经营活动的登记注册”等内容。

对此，上海、广州等地也早有类似规定。《上海市住宅物业管理条例》就规定，使用人应当按照规划管理部门批准或者房地产权证书载明的用途使用物业，不得擅自改变物业使用性质。

（摘自北京市房地产信息网，里兆律师事务所 2006 年 07 月 21 日整理编写）

I 北京は「民家の商業使用」を禁止する

北京市工商行政管理局は「住所使用証明書類を厳しく審査することについての通知」を發布し、2006 年 6 月 19 日より各種市場の主体（外国企業の常駐代表機構を含む）が登記登録し提出した住所使用証明書類を厳しく審査することを決めたが、具体的には「一般住民の住宅を利用して経営活動を取り扱う登記登録を一時停止する等の内容を含む。

これについて、上海や広州等の地域では早くから類似した規定がある。「上海市住宅不動産管理条例」では、使用者は長期計画管理部門が認めた、又は、不動産権利証書に記載された用途に従って不動産を使用しなければならないと規定している。

（北京市不動産情報サイトより抜粋し、里兆法律事務所が 2006 年 7 月 21 日付けで再編集）

I 《外商投资创业投资企业管理办法》公开征求意见

国家商务部、科学技术部、国家工商行政管理总局、国家税务总局、国家外汇管理局和中国证券监督管理委员会即将联合出台《外商投资创业投资企业管理办法》。日前，国家商务部网站已刊登《外商投资创业投资企业管理办法》的征求

I 「外商投資ベンチャーキャピタル企業管理弁法」についての意見の公開募集

国家商務部、科学技術部、国家工商行政管理総局、国家税務総局、国家外国為替管理局、中国证券监督管理委员会はまもなく「外商投資ベンチャーキャピタル企業管理弁法」を共同で發布する。先頃、国家商務部のウェブサイトは「外商投資ベンチャーキャピタル

意见稿，公开向社会征求意见。

请点击以下网址查看该征求意见稿的全文：

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/as/200607/20060702645364.html>

（摘自 2006 年 07 月 14 日中国商务部网站）

企業管理弁法」の募集意見原稿を掲載し、一般社会から意見を募集している。

同意見募集原稿の全文をご覧になる場合には、下記 URL をクリックしてください。

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/as/200607/20060702645364.html>

（2006 年 7 月 14 日付け中国商務部ウェブサイトより
抜粋）

I 保税区和保税物流园区内的企业申请增加贸易权和分销权的实务操作

2005 年 07 月，商务部和海关总署联合下发《关于保税区及保税物流园区贸易管理有关问题的通知》（以下简称“76 号文”）。根据 76 号文，保税区和保税物流园区内的企业可以依法申请增加贸易权和分销权。

2006 年 03 月，商务部下发《关于委托地方部门审核外商投资商业企业的通知》（以下简称“94 号文”）。根据 94 号文，除明确规定的两大项的商业企业由商务部审批外，其余各项由地方商务部门审批并报商务部备案。

根据上述 76、94 号文，保税区和物流园区内的企业可以申请增加贸易权和分销权，且除特殊项目外，通常由当地商务部门审批。尽管存在上述规定，在实践操作中，仍有如下问题需要特别注意：

1. 关于审批级别：

根据 94 号文的规定，下列两大项商业企业由商务部审批：

- 1) 经营方式涉及通过电视、电话、邮购、互联网、自动售货机等销售；
- 2) 分销商品涉及钢材、贵金属、铁矿石、燃料油、天然橡胶等重要工业原材料，以及《外商投资商业领域管理办法》第十七条、第十八条规定的商品（例如，图书、报纸、期刊、成品油等）。

以上第一项的规定比较明确，且实践中申请从事该等特殊经营方式的商业企业并不多。以上第二项的规定，分销商品涉及钢材、贵金属、铁矿石、燃料油、天然橡胶等重要工业原材料，仍然由商务部进行审批。由于该规定对于重要工业原材料进行了列举，但该列举从字面上理解，并未列举穷尽，因此实践操作中具有一定的模糊性，各地商务部门理解不一。例如，上海地区的审批过程中，申请分销权的商品涉及铜、锡等贱金属，同样也要求由商务部审批；但涉及贱金属制成品，则可由上海的商务部门审批。

I 保税区和保税物流园区内的企業が貿易権と国内販売権の追加を申請する場合の実務上の取扱について

2005 年 7 月、商務部と税関総署が「保税区及び保税物流园区貿易管理についての通知」（以下「76 号文」という）を共同で発布した。76 号文によると、保税区と保税物流园区内の企業は法に従って貿易権と国内販売権の追加を申請することができるとされている。

2006 年 3 月、商務部は「地方部門に外商投資商業企業の審査を委託することについての通知」（以下「94 号文」という）を発布した。94 号文によると、明確に定められている 2 つの商業企業が商務部によって審査批准される場合を除き、残りについては地方の勝負部門が審査批准し、商務部に届出することになっている。

上記 76、94 号文によると、保税区と物流园区内の企業は貿易権と国内販売権の追加を申請することができ、特殊なプロジェクトを除けば、通常はその地の商務部門が審査批准する。上記の規定に係らず、実務上の取扱の中では、引き続き下記問題について特別に注意を払う必要がある。

1. 審査批准のランクについて：

94 号文の規定によると、下記の 2 つの商業企業は商務部が審査批准するとされている。

- 1) 経営方式がテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機等の販売である。
- 2) 国内販売する商品が、鋼材、貴金属、鉄鋼石、燃料油、天然ゴム等の重要な工業原材料、及び、「外商投資商業領域管理弁法」第 17 条、第 18 条に定める商品（例えば、書籍、新聞、定期刊行物、製品油等）である。

上記の 1 項目の規定は比較的明確であり、しかも実務上、これらの特殊な経営方式の取扱を申請する商業企業は多くはない。上記の 2 項目の規定では、国内販売の商品が、鋼材、貴金属、鉄鋼石、燃料油、天然ゴム等の重要な工業原材料にわたる場合には、引き続き商務部が審査批准を行なうとされている。この規定は重要な工業原材料を列举しているが、この列举を文字上から判断すると、すべてを列举し尽くしているわけではないことから、実務上の取扱においてはやや曖昧であり、地域ごとの商務部門の解釈も一様ではない。たとえば、上海地区での審査批准の過程では、国内販売権を申請する商品が銅や錫等の卑金属の場合であっても、同様に商務部が審査批准をしなければならない

が、卑金属の製品である場合には、上海の商務部門が審査批准をすることができるとしている。

2. 关于经营期限:

保税区和保税物流园区内的企业, 其经营期限通常为 50 年, 之前商务部批准增加贸易权和分销权经营范围的企业, 并未要求其变更经营期限。现外商投资商业企业由地方商务部门审批后, 各地商务部门通常要求严格依据《外商投资商业领域管理办法》关于“外商投资商业企业的经营期限一般不超过 30 年”的规定, 即增加贸易权和分销权后, 实际剩余经营期限不能超过 30 年。

3. 关于经营范围:

保税区和保税物流园区内的企业申请增加贸易权和分销权时, 通常要求其在经营范围中明确列举从事贸易和分销的商品。但如何列举, 目前没有全国通用的标准, 各地商务部门具有一定的行政裁量权。其中, 上海外高桥保税区管委会规定, 原则上申请企业在经营范围中可以写 1~5 种商品类别, 具体表述可参考海关税则号所对应商品类别的表述。该规定一定程度上限制了申请企业的经营范围。实践中, 申请企业可以结合国民经济行业分类标准和海关税则, 在经营范围中写入涵盖范围较广的商品类别名称。但是, 最终仍由商务部门判定, 目前还缺乏明确的标准性依据。

4. 关于一般纳税人资格:

保税区和保税物流园区内的企业取得贸易权和分销权后, 若可以获得一般纳税人资格, 则有利于降低企业增值税税收负担。目前严格依据法律规定, 企业需要符合如下条件, 才能申请获得一般纳税人资格:

- 1) 注册资本在人民币 500 万元以上, 可以直接申请;
- 2) 或, 该企业全年销售额(包括进出口额, 下同)达到人民币 180 万元后再申请。

但在实践中, 各地通常放宽上述认定标准。例如, 在符合如下条件时, 通过协商, 上海外高桥保税区税务主管部门可能将其认定为一般纳税人:

- 1) 注册资本在人民币 300 万元以上;
- 2) 或, 注册资本在人民币 100 万元以上, 同时可以提供交易合同或者交易合同意向书, 并以此证明全年销售额可以达到人民币 180 万元。

5. 关于税收优惠:

若申请增加外贸权和分销权的企业原为生产性企业, 则对于其“两免三减半”的企业所得税

2. 經營期間について:

保税区と保税物流園区内の企業の場合、その経営期間は通常 50 年であるが、それ以前に商務部が貿易権と国内販売権の経営範囲の追加を認める企業について、経営期間を変更するよう求められてはいない。現在は、外商投資商業企業が地方の商務部門に審査批准された後、各地域の商務部門は通常「外商投資商業領域管理弁法」の「外商投資商業企業の経営期間は通常 30 年を超えない」ことについての規定に厳しく従うよう求めるが、つまり、貿易権と国内販売権を追加した後は、実際の残余経営期間は 30 年を超えられないということになる。

3. 經營範圍について:

保税区と保税物流園区内の企業が貿易権と国内販売権の追加を申請する場合、通常、経営範囲の中に貿易と国内販売を行なう商品を明確に列举するよう求められる。但し、どのように列举するかについては、現時点では全国に通用する基準がなく、各地域の商務部門が行政裁量権をある程度握っている。そのうち、上海外高桥保税区管理委员会は、原則上、申請企業は経営範囲の中に 1~5 種類の商品分類を記載することができ、具体的な記述は税関税則番号で対応する商品分類の記述を参考にできると定めている。この規定は申請企業の経営範囲をやや制限している。実務においては、申請企業は国民経済業界分類基準と税関税則とを結び付けて、経営範囲の中にカバー範囲のやや広い商品分類名称を記載することができる。但し、最終的にはやはり商務部門が判定することになり、現時点では明確な基準の根拠に欠ける。

4. 一般納税人資格について:

保税区と保税物流園区内の企業が貿易権と国内販売権を取得した後で、一般納税人資格を獲得することができるならば、企業の増値税税収負担を引き下げるのに有利である。現在、法律規定に厳しく従う場合、企業は下記条件を満たしてからでないと、一般納税人資格の取得を申請することができない。

- 1) 登録資本金が 500 万人民币以上の場合、直接に申請することができる。
- 2) もしくは、その企業の 1 年間の売上高(輸出高を含め、以下同じ)が 180 万人民币に達した後で再申請する。

但し、実務においては、地域ごとに上記の認定基準を緩めており、例えば、下記条件を満たした場合、協議を通じ、上海外高桥保税区税务主管部门はその企業を一般納税人として認定することがある。

- 1) 登録資本金が 300 万人民币以上ある。
- 2) 又は、登録資本金が 100 万人民币以上あり、同時に、取引契約又は取引意向書を提供することによって、1 年間の売上高が 180 万人民币に達することを証明することができる。

5. 稅收優遇について:

貿易権と国内販売権の追加を申請する企業がもとと生産型企業である場合、その「二免三減半」の企

税收优惠:

- 1) 根据商务部的规定, 分销收入如果超过企业总销售额的 30%, 就不能继续享受。
- 2) 根据国家税务总局的规定, 生产性经营收入超过全部业务收入 50% 的年度, 就可以享受。

目前实践中, 税务部门仍依据上述 50% 的标准来判定企业是否可以继续享受生产性企业“两免三减半”的企业所得税税收优惠。但商务部门表示, 将与税务部门进行协调, 即, 外商投资企业未来可能需要同时满足生产经营性收入超过企业全部业务收入 50%、且分销收入低于总销售额的 30% 这两项标准, 才能享受生产性企业“两免三减半”的企业所得税税收优惠。

(里兆律师事务所 2006 年 07 月 21 日整理编写)

業所得税稅收優遇については以下の通りである。

- 1) 商務部の規定によると、国内販売の収入が企業の総売上高の 30% を超える場合は、そのまま優遇を受けることはできない。
- 2) 国家税務総局の規定に従い、生産性営業収入が全部の業務収入の 50% を超えた年度は、優遇を受けることができる。

今日の実務において、税務部門は上記の 50% の基準に従って、企業が生産型企業の「二免三減半」という企業所得税の税収優遇を引き続き受けられるかどうかを判断している。但し、商務部門の説明によれば、税務部門との調整を図る予定だとのことであり、具体的には、外商投資企業は将来において、生産性営業収入が全部の業務収入の 50% を上回り、また、国内販売の収入が総売上高の 30% を下回るという 2 つの基準を同時に満たさないと、生産型企業の「二免三減半」の企業所得税の税収優遇を受けることはできなくなるとのことである。

(里兆法律事務所が 2006 年 7 月 21 日付けで作成)